

人材確保・副業人材活用等支援事業費補助金に関するQ & A

1.事業の目的

Q1：この補助金は、どのような目的に対する事業か？

A1：本補助金は、市内の中小企業者等の人材確保と、UIJターン希望者・学生等の市内就職促進を図ることを目的とし、中小企業者等が行う採用活動の他、インターンシップの企画制作に係るコンサルティング業務やインターンシップサイトへの掲載に係る費用、生産性の向上や経営課題の解決を図るための副業人材活用、スポットワークサービスの活用、外国人雇用に係るコンサルティング業務等に要する費用の一部を補助することを目的としています

2.補助対象者・対象要件

Q1：対象者及び対象業種は？

A1：条件として「市から運営費補助を受けていない団体」などいくつかありますが、ほとんどの市内事業者が対象となります。

《詳細は事務局にお問い合わせください》

【共通の要件】

- ・市内に事業所を有する事業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者であること
- ・市町村民税を滞納していないこと
- ・長門市から指名停止措置を受けていないこと
- ・市から運営費相当の補助金が交付されていないこと
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- ・長門市暴力団排除条例（平成23年長門市条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- ・その他市長が補助対象事業者として適当でないと認める者

Q2：法人とは別に、個人でも事業を行っているが、両方の事業で申請が可能となるか？

A2：可能です。

3.申請

Q1：申請書類はどこで手に入るか？

A1：市のホームページからダウンロード頂くか、長門市産業立地・戦略推進課（本庁2階8番窓口）にてお渡しいたします。

Q 2：申請書のほかに必要な提出書類はなにか？

A 2

- ・事業計画書（別紙1）
 - ・収支予算書（別紙2）
 - ・事業概要がわかる資料、企業情報シートの写し（副業・兼業人材活用事業の場合のみ）
 - ・事業概要がわかる資料（外国人材雇用・活用事業の場合）
 - ・補助対象経費の算出根拠となる資料（見積書の写し等）
- ※別紙1，別紙2についてはホームページからダウンロード可能

Q 3：申請は先着順か？

A 3：先着順で申請を受付けます。なお、**予算の範囲内**で受付を行いますので、予算額に達した場合は募集期間中であっても募集を終了します。

※受付状況は、市ホームページにて随時お知らせいたしますので、確認してください。

Q 4：複数の事業を実施した場合も補助の申請対象になるか？

A 4：可能です。ただし、補助金額については、65万円が上限です。

事業の内容によっては対象にならない場合があります。詳細は「4. 補助対象経費」のQ&Aをご覧ください。

Q 5：領収書はコピーでも可能か？

A 5：可能です。

Q 6：ATMで振込をした場合、取引明細書でも可能か？

A 6：可能です。なお、振込依頼人は、法人の場合は法人名、個人の場合は代表者名が記載されている必要があります。

Q 7：補助金はいつ入金されるか？

A 7：実績報告書類の受理後、概ね1ヶ月程度を予定しています。

4.補助対象経費

Q 1：消費税は対象となるか？

A 1：「消費税及び地方消費税」は対象になりません。申請書の記載欄に税込み金額と補助対象経費となる税抜き金額を記載していただきます。

Q 2 : どのような経費が対象か？

A 2 :

- ① 求人情報発信支援事業 (補助率 1/2, 上限 15 万円)
 - ・就職, 転職サイト, 求人情報誌への掲載費用
 - ・採用を目的とした企業紹介動画制作費用
 - ・採用に関するホームページの新規作成や改修に係る業務委託費用
 - ・インターンシップの企画制作に係るコンサルティング業務やインターンシップサイトへの掲載に係る費用
 - ・その他求人情報発信に要する経費
- ② 副業・兼業人材活用事業 (補助率 1/2, 上限 15 万円)
 - ・副業・兼業人材の活用のための委託費用
- ③ スポットワーカー活用事業 (補助率 1/2, 上限 5 万円)
 - ・スポットワーカーの活用に係る手数料 (振込手数料は除く。)
- ④ 外国人材雇用・活用事業 (補助率 1/2, 上限 50 万円)
 - ・外国人雇用のコンサルティング業務活用に係る費用

Q 3 : 上限額 65 万円とあるが、どのような場合に上限に達するか？

A 3 : A2 の①, ②, ③, ④の 4 つの事業メニューの中から複数の取組をした場合

例) 求人サイト掲載 30 万円 → 補助金額: $30 \text{万円} \times 1/2 = 15 \text{万円} \dots \text{①}$

外国人雇用コンサル 100 万円 → 補助金額: $100 \text{万円} \times 1/2 = 50 \text{万円} \dots \text{④}$

補助金申請額 = ① + ④ = 15 万円 + 50 万円 = 65 万円

注) ①の事業を二つ実施しても上限は 15 万円です。

求人サイトへの掲載 30 万円 → 補助金額: $30 \text{万円} \times 1/2 = 15 \text{万円}$

採用目的の動画作成 10 万円 → 補助金額: $10 \text{万円} \times 1/2 = 5 \text{万円}$

補助金申請額 = 15 万円 + 5 万円 = 20 万円 → 15 万円

Q 4 : 既に登録しているサイトへの掲載料も対象となるか？

A 4 : **新たに取組む事業を対象**としていますので、対象外とさせていただきます。なお、同一の職種、媒体、掲載先等でこれまでに本補助金の交付を受けた事業についても対象外となります。

Q 5 : 山口県プロフェッショナル人材戦略拠点とは？

A 5 : 県内中小企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材 (=プロ人) の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロ人を県内に還流を促進させ、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点

Q 6 : 副業・兼業人材とはなにか？

A 6 : 大企業で本業を持ちながら、業務委託契約を締結する等をし、業務改善や経営課題解決の手助けをする人材のことです。

Q 7：副業・兼業人材を活用する際のメリット？

A 7：

- ① 必要な業務を必要な時にお願いできる
- ② 常勤で人を雇うより費用を抑えられる
- ③ 業務委託契約の場合、見直し（契約解除）ができる

Q 8：副業・兼業人材採用はどのようにするか？

A 8：

- ① 拠点の担当者と企業の経営者が対話し、経営課題や求人ニーズを明確化
- ② 拠点経由で民間人材ビジネス事業者等に求人ニーズを通知
- ③ 民間人材ビジネス事業者等から、企業に対してプロ人材の候補者を紹介
- ④ 企業が候補者の中からプロ人材を選考し紹介
- ⑤ プロ人材の採用

Q 9：副業・兼業人材が活躍するのはどのような業務か？

A 9：事業承継（後継者育成），広報・PR，マーケティング，販路開拓
DX化，コスト削減，人事制度設計 など

Q 10：スポットワークとはなにか？

A 10：短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くことをいいます。

Q 11：スポットワーカーとはなにか？

A 11：スポットワーク雇用仲介事業者等を介して、時間単位や1日単位の短時間・単発の従業員として、直接雇用で雇い入れられた労働者又は派遣労働者をいいます。

Q 12：外国人材雇用・活用事業のコンサルティング業務とはどのようなものを想定しているか？

A 12：各事業者様によって、外国人雇用に係る様々な課題があるものと想定していますので、ご不安な方は事前にご相談ください。

5.提出方法

Q 1：申請書はどこへ提出したらよいか？

A 1：市役所産業立地・戦略推進課へ持参するか
メール（shoko.bussan@city.nagato.lg.jp）で提出してください。

Q 2：提出書類の大きさに指定はあるか？

A 2：持参される場合は、A4サイズで提出いただきますようお願いいたします。